

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

大津市総合水害ハザードマップ作成業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

大津市長 佐藤 健司

1 業務の概要

(1) 業務名

大津市総合水害ハザードマップ作成業務

(2) 業務の目的

本業務は、本市における浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険区域及び避難に関する情報を市民等へ分かりやすく提供するための総合水害ハザードマップを作成することを目的とする。

(3) 業務内容

大津市総合水害ハザードマップ作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日の翌開庁日から令和9年3月19日まで

2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められ

るとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 令和8年度大津市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(8) 令和3年4月1日以降に、市区町村又は都道府県における水害ハザードマップの作成業務を元請として受託した実績を2件以上有すること。

(9) 本業務において、次に掲げる者を配置することができる者であること。なお、アに掲げる者とイに掲げる者は兼ねることができる。

ア 一般社団法人地理情報システム学会 GIS 資格認定協会による専門技術者の認定を受けている者又は公益社団法人日本測量協会による地理空間情報専門技術者（GIS 1 級に限る。）の認定を受けている者

イ 特定非営利活動法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会によるメディア・ユニバーサルデザインディレクターの認定を受けている者

3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を大津市総合水害ハザードマップ作成業務プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。なお、当該審査は非公開にて実施する。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市総務部危機・防災対策課（担当 梅津）

電話 077-528-2616

電子メールアドレス otsu1223@city.otsu.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

大津市総合水害ハザードマップ作成業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年6月15日（月）から同月29日（月）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

前号に同じ。(大津市ホームページにおいてもダウンロード可)

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

別添の質問書(様式は実施要領に添付)により、電子メールで提出すること。提出するときは、電子メールの件名を「【プロポーザル質問(商号又は名称)】」とすること。

※ 必ず電話等で送信した旨伝えること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

イ 質問期限

令和8年6月22日(月)午後5時までに必着とする。質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

ホームページにおいて掲載する。

エ 回答予定日

令和8年6月25日(木)

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、(イ)から(カ)までに掲げる書類は、副本6部を別途提出すること。

(ア) 参加申込書

(イ) 会社概要(様式は問わない。)

(ウ) 業務実績調書

(エ) 配置予定技術者調書

(オ) 企画提案書(様式は問わない。)

(カ) 価格見積書(様式は問わないが、原本は代表者印を押印し、表紙、内訳書、人件費内訳書により構成し、作成すること。また、宛名は大津市長とすること。)

イ 提出方法及び期間

(ア) ア(ア)から(エ)までに掲げる書類

a 持参による提出の場合

令和8年6月29日(月)午後5時までに必着のこと。

b 郵送による提出の場合

郵便書留とし、令和8年6月29日(月)までに必着のこと。

(イ) ア(オ)及び(カ)に掲げる書類

a 持参による提出の場合

令和8年7月9日(木)午後5時までに必着のこと。

b 郵送による提出の場合

郵便書留とし、令和8年7月9日（木）までに必着のこと。

ウ 提出先 第1号に同じ。

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和8年7月14日（火）

イ 実施場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所新館2階 災害対策本部室

ウ 提案時間 15分以内（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ大津市が準備したプロジェクターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

キ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

(6) 審査結果の通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、文書により通知する。通知予定日は、令和8年7月21日（火）

(7) その他

ア 失格となる企画提案書等

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

(ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(ウ) 全ての提出書類は、返却しない。

(エ) 提出された企画提案書等は、業者の選定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

(オ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。